**高知県農業会議新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県新規就農者育成対策事業について、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき高知県農業会議新規就農者育成対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付額及び期間）

第２条　次世代を担う農業者となることを志向し、高知県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者（以下「交付対象者」という。）に対して、新規就農者育成総合対策実施要綱（最終改正　令和６年３月29日付け５経営第3176号農林水産事務次官依命通知。以下「育成総合対策実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（最終改正　令和６年３月29日付け５経営第3176号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）に基づき補助金を交付する。

２　補助金の交付額は交付期間１年につき１人当たり最大150万円とし、交付期間は最長２年間とする。なお、令和４年４月以降に研修を開始する者であって、第３条第２号のエの海外研修を行う者については、補助期間を最長３年間とする。

（補助の要件）

第３条　一般社団法人高知県農業会議（以下「会議」という。）は、次の要件を満たす交付対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）　就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意志を有していること。

 （２）　第６条の規定により作成する研修計画が、次に掲げる基準に適合していること。

　　ア　「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得することができる研修機関等であると高知県が認めた研修機関等で研修を受けること。

　　イ　研修期間が概ね１年かつ年間概ね1,200時間以上であり、研修期間を通じて就農に必要な技術及び知識を研修すること。

　　ウ　先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合に

あっては、以下の要件を満たすこと。

（ア）当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと。

（イ）当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

エ　国内での最長２年間の研修後に最長１年間の海外研修を行う場合にあっては、以下

の要件を満たすこと。

（ア）就農後５年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

（イ）（ア）の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

（３）　常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

（４）原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

　　　　また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記１農業次世代人材投資事業）（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和２年１月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年1月28日付け２経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記１新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記５就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記２就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年12月１日付け５経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記１就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

（５） 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（国実施要綱別記２の第５の２（１）イに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

（６）　研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（（５）の親元就農後５年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）５年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第12条第１項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

（７）　第６条の１の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)　全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体等が認める場合は、採択を可能とする。

（８）　研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第６条の１の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

（９） 補助金の交付に当たっては、別表第１に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（10）　交付対象者は、会議交付要綱別記第33号様式による保証人を１名以上立てること。

（補助の停止）

第４条　交付対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、会議は、補助金の交付を停止する。

（１）前条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（２）研修を途中で中止したとき。

（３）研修を途中で休止したとき。

（４）第９条第１項の規定による研修状況報告を行わなかったとき。

（５）第10条の規定による研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと会議、市町村又は地域担い手育成総合支援協議会若しくは地域農業再生協議会が判断したとき。

　（６）育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の第10の３に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しないとき。

（補助金の返還）

第５条　次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は補助金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等やむを得ない事情として会議が認めた場合（第３号クに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

　（１）前条第１号から第３号まで又は第６号に掲げる事項に該当したときが、既に交付し

た補助金の対象期間中であるときは、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した

月を含む。）の補助金を月単位で返還する。

　（２）前条第４号に該当したときは、第９条に規定する報告に係る対象期間の補助金を返

還する。

　（３）次に掲げるいずれかに該当するときは、交付対象者は補助金を全額返還する。

　　　ア　前条第５号に該当したとき。

　　　イ　研修（第12条第５項に規定する継続研修を含む。以下同じ。）終了後（研修中止後を含む。以下同じ。）１年以内に原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかったとき。ただし、第12条第12項による手続を行い、研修終了から原則２年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

　　　ウ　第２条第２項なお書きにより海外研修を実施した者が就農後５年以内に第３条第

２号エの（ア）の農業経営を実現できなかったとき。

　　　エ　親元就農した者が、第３条第５号で確約したことを実施しなかったとき。

　　　オ　独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画

の認定を受けなかったとき。

カ　独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（第２条第２項なお書きにより海外研修を実施した者については５年間。以下同じ。）又は２年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第12条第14項による手続を行い、就農を中断した日から原則１年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

　　　キ　就農後、交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以内（第12条第14項による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以内）で第12条第１項に規定する報告を定められた期間内に行わなかったとき。

　　　ク　虚偽の申請等を行ったとき。

　ケ　別表第１に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

（研修計画の承認）

第６条　補助金の交付を受けようとする交付対象者は、研修機関等と協議し、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第１号による研修計画を作成し、研修機関等及び研修地又は就農予定地の市町村長（以下「市町村長」という。）を経由して、会議交付要綱別記第２号様式に添えて、会議に提出しなければならない。

２　交付対象者は、既に承認された研修計画を変更する場合は、変更の内容が分かる研修計画を提出しなければならない（研修期間の変更を要しない研修内容の追加及び月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合を除く。）。

３　市町村長は、第１項または第２項の研修計画の申請があった場合は、研修計画等の内容について審査し、会議交付要綱別記第３号様式による承認申請書に会議交付要綱別記第４号様式による市町村長の意見書を添えて、会議に研修計画を提出する。

なお、審査に当たっては、関係者で面接等を行うものとする。

４　会議は、研修計画の提出があった場合は、研修計画の内容について審査し、審査の結果、第３条の交付要件を満たし、補助金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めたときは、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を通知する。

　　なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うものとする。

（補助金の交付の申請手続）

第７条　前条第１項に規定する研修計画（又は前条第２項に規定する変更研修計画）の承認を受けた交付対象者は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第３号による交付申請書を会議交付要綱別記第５号様式に添えて、市町村長に提出するものとし、当該交付申請書の提出を受けた市町村長は、会議交付要綱別記第６号様式に会議交付要綱別記第５号様式の写しを添えて会議に提出するものとする。

２　補助金の交付の申請は半年分又は１年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する補助金の対象期間の最初の日から１年以内に行わなければならない。また、申請の対象となる研修は、交付の申請の対象期間が半年に満たない場合は、申請の額は、研修期間を月割りにして算出するものとする。

３　就農準備資金の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していない場合は、研修実施申請書（別記様式第28号）を会議交付要綱別記第34号様式に添えて、市町村長に提出するものとし、当該実施申請書の提出を受けた市町村長は、会議交付要綱第35号様式に会議交付要綱別記第34号様式の写しを添えて会議に提出するものとする。

（補助金の交付）

第８条　会議は、前条第１項の交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う調査等によりその適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付対象者及び市町村長に通知し、補助金を交付する。なお、会議の判断により、１年分の補助金を一括で交付することができるものとする。

（研修状況報告）

第９条　交付対象者は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第４-１号又は第４-２号による研修状況報告書を作成し、会議交付要綱別記第７号様式に添えて、交付対象期間後、１か月以内に市町村長を経由して会議に、半年ごとに提出するものとする。なお、交付対象期間が半年に満たない場合は、交付対象期間経過後、１か月以内に提出するものとする。

２　市町村長は、交付対象者から前項の研修状況報告書の提出があった場合は、その内容を確認し、会議交付要綱別記第８号様式に会議交付要綱別記第７号様式の写しを添えて、会議に提出するものとする。

（研修実施状況の確認）

第10条　会議は、関係機関、研修機関等と連携し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているか「交付対象者の考え方」を満たしているか等、研修の実施状況を確認し、必要がある場合は、関係機関、研修機関等と連携して適切な指導を行うものとする。

確認は、研修状況確認チェックリスト（育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第５号）を使うものとする。

（補助の中止及び休止）

第11条　交付対象者は、補助金の交付を中止する場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第６号による中止届を会議交付要綱別記第９号様式に添えて市町村長を経由して会議に提出するものとし、当該中止届の提出を受けた市町村長は、会議交付要綱別記第10号様式に当該中止届を添えて、会議に提出するものとする。

２　交付対象者は、病気等やむを得ない理由により研修を休止する場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第７号による休止届を会議交付要綱別記第11号様式に添えて市町村長を経由して会議に提出しなければならない。なお、休止期間は原則１年以内とする。

３　休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第８号による研修再開届を会議交付要綱別記第12号様式に添えて市町村長に提出しなければならない。

４　市町村長は、交付対象者から第２項の休止届又は前項の研修再開届の提出があった場合は、会議交付要綱別記第13号様式に当該休止届又は研修再開届を添えて、会議に提出するものとする。

５　交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については１度につき最長３年、災害については１度につき最長１年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、第３項の研修再開届の提出と併せて第６条第２項の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

（研修終了後の報告）

第12条　交付対象者は、研修終了後６年間、毎年７月及び１月のその直前６か月間に係る就農状況について、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第９－１号、第９－２号又は第９－３号による就農状況報告を会議交付要綱別記第14号様式に添えて、毎年７月末及び１月末までに市町村長を経由して会議に提出しなければならない。

２　市町村長は、前項の就農状況報告のあった場合は、当該就農状況報告を会議交付要綱別記第15号様式に添えて、会議に提出するものとする。

３　交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第14号による就農届を会議交付要綱別記第16号様式に添えて、就農後、１か月以内に市町村長を経由して会議に提出しなければならない。

４　市町村長は、前項の就農届の提出があった場合は、当該就農届を会議交付要綱別記第17号様式に添えて会議に提出するものとする。

５　補助金の交付終了後、引き続き就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、当該交付対象者は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第10号による継続研修計画を作成し、会議交付要綱別記第18号様式に添えて市町村長を通じて会議に提出しなければならない。

なお、継続研修は就農準備資金又は就農準備支援資金受給終了後、１か月以内に開始するものとし、その期間は原則として４年以内とする。

６　市町村長は、前項の継続研修計画の提出があった場合には、第６条第３項の規定に準じて会議に提出するものとする。

７　継続研修計画の承認を受けた当該交付対象者は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第11号による継続研修届を会議交付要綱別記第19号様式に添えて、継続研修開始後１か月以内に市町村長を経由して会議に提出しなければならない。

８　市町村長は、前項の継続研修届の提出があった場合は会議交付要綱別記第20号様式に添えて会議に提出するものとする。

９　継続研修の期間中は、当該交付対象者は、第９条の規定に準じて、研修の実施状況の報告を行わなければならない。

10　交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後６年間のうちに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第12号による住所等変更届を会議交付要綱別記第21号様式に添えて、転居後１か月以内に市町村長を経由して会議に提出するものとする。

11　市町村長は、前項の住所等変更届の提出があった場合は、会議交付要綱別記第22号様式に添えて、会議に提出するものとする。

12　交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後１年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第13号による就農遅延届を会議交付要綱別記第23号様式に添えて市長村長を経由して会議に提出するものとする。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則２年以内とする。

13　市町村長は、前項の就農遅延届の提出があった場合は、会議交付要綱別記第24号様式に添えて、会議に提出するものとする。

14　交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後１か月以内までに育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第15号による就農中断届を会議交付要綱別記第25号様式に添えて市長村長を経由して会議に提出するものとする。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則１年以内とし、就農を再開する場合は育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第16号による就農再開届を会議交付要綱別記第29号様式に添えて、市町村長を経由して会議に提出するものとする。

15　市町村長は、前項の就農中断届又は就農再開届の提出があった場合は、会議交付要綱別記第26号様式又は会議交付要綱別記第30号様式に添えて、会議に提出するものとする。

16　交付対象となる研修期間終了後６年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第21号による離農届を会議交付要綱別記第31号様式に添えて、市町村を経由して会議に提出するものとする。

17　市町村長は、前項の離農届の提出があった場合は、会議交付要綱別記第32号様式に添えて、会議に提出するものとする。

（返還免除）

第13条　交付対象者は、第５条ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第18号による返還免除申請書を会議交付要綱別記第27号様式に添えて、市町村長を経由して会議に提出しなければならない。

２　市町村長は、前項の返還免除申請書の提出があった場合は、その内容が妥当であると認められるときは、当該返還免除申請書を会議交付要綱別記第28号様式に添えて会議に提出するものとする。

３　会議は、提出された返還免除申請書の申請内容が妥当であると認められる場合は、補助金の返還を免除することができる。

（就農状況の確認）

第14条　会議及び市町村長は、第12条第１項の就農状況報告の提出があった交付対象者の就農状況を交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間において、半年ごとに確認するものとする。ただし、第３条第５号に掲げる親元就農する場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、「交付対象者の考え方」を満たしているか等、実施状況を確認する。

　　確認は、就農状況確認チェックリスト（育成総合対策実施要綱別記２又は円滑化対策実施要綱別記１の別紙様式第17号-1号、第17号-2号又は第17号-3号）を使うものとする。

２　他の都道府県に就農した者については、就農先の都道府県と協力し、状況を確認する。

（交付情報等の登録）

第15条　会議は、研修計画や交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材投資資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

（補助事業の成果の検証等）

第16条　会議は、必要に応じて交付対象者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第17条　補助事業又は交付対象者に関して、開示請求があった場合は、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に準ずるものとし、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第18条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会議が別に定める。

（雑則）

第19条　対象となる研修が高知県立農業大学校又は高知県立農業担い手育成センターでの研修である場合は、市町村長をそれぞれ高知県立農業大学校長、高知県立農業担い手育成センター所長と読み替えて適用することができるものとする。この場合において、会議交付要綱別記第４号様式は、省略することができるものとする。

附　則

１　この要綱は、令和６年５月21日から施行し、同年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和12年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付さ

れた補助金については、第16条、第17条、第18条又は第19条の規定は、同日以降もなおそ

の効力を有する。

別表第１

1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

2　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。